

# オウム真理教(現アレフ) 反対デモ集会・学習会



**開催日：8月12日(日)**

**デモ集合時間 16:50(烏山区民センター広場)**



烏山地域オウム  
真理教(現アレフ)  
対策住民協議会

**デモ終了後、PM6:15より学習会を烏山区民センターホールにて開催いたします。**

## 「子どもをオウムに取られて」

～オウム信者の目線でお話をさせていただきます。

**講師：永岡 弘行氏** オウム真理教家族の会代表 (旧被害者の会)

### 講師 プロフィール

永岡弘行氏 ながおか・ひろゆき

オウム真理教家族の会代表

昭和62年大学生の息子が麻原彰晃を教祖とするオウム真理教に在家信者として入信し、平成元年家出(翌年帰宅)。尊師の生血を飲む修行のあり方や、全財産をお布施とするなどの経営方針に疑問を持ち、同年10月約80人でオウム真理教被害者の会を結成し、教団と交渉を開始。

同年11月顧問弁護士・坂本堤一家が行方不明となり、その救済活動にも力を入れる。

平成2年インドでチベット仏教教主ダライ・ラマと会見し、オウム真理教と無関係である事を確認。

平成7年1月4日自宅マンションの駐車場付近で何者かに神経ガス“V Xガス”を投与され、意識不明の重体となる。

同年6月被疑者不詳のまま殺人未遂罪で刑事告訴。



# オウムの何が問題か

## オウム対策住民協議会

### 実行委員会議長 古馬一行

オウム真理教が烏山に転居してきて7ヶ月が経つ。我々は反対運動を進めているが、オウムの何に反対しているのだろうか。

地下鉄サリン事件やその他の殺人の実行犯は当局に逮捕済みで、今いる信者達はそうした事件とは無関係かもしれない。しかし、事件後も教義は何も変えてはおらず、今でも小菅の留置場にいる麻原から強い「念」を送ってもらっている。と固く信じているのである。

烏山の教団は規模こそ小さいが、上九一色村のサティアンと同じようになってきている。GSハイムの分譲所有している人達がいなかったら、大要塞化していた事だろう。

地下鉄サリン事件当時の法務大臣は、破防法の適用を決め、と言っている。しかし、それが団体規正法になり、観察処分となってしまう。団体規正法でも集団で生活をする事は出来ない筈なのに、オウム側は50人程といっているが100人はいらう。明らかに違反している取締りの対象だろう。

こんな事をして来た教団が、名前をオウムから「アレフ」と変えただけで、全く別の団体であるかのように布教活動を行っている。裁判中の実行犯達と、今いる信者たちも同じ延長線上にいると言う事は間違いないことだ。

真面目な普通の人間がある日殺人を犯す。監視を続けているから安全が保たれるのであって、目を離すと危険な集団なのである。

オウムの新しい政策の中に施設公開がある。部屋の中を公開し、オウムの安全性をアピールするのが狙いだ。公開の数日前から大掃除をし、数袋のゴミを出し、畳も十数枚を真新しい物に入れ替えて公開をする。安全でない部屋を見せられて、安全でしょう、と言われても我々の口から安全とはいえない。施設公開というオウムの広報活動に利用されたく無いのだ。公開では無かったが、信者は麻原彰晃(松本智津夫)の写真を飾り、教団は殺人を容認する麻原のビデオの販売準備をしていた。教団はこれまで「危険とされた教義は破棄している」と言っていたが、それは嘘で、何も変わっていないのである。

この反対運動が盛り上がりなれば、また、オウムとの共生を言ったならば、オウムの信者は烏山の町を、あのオウム服で歩き回るのでしよう。そして、サリン事件など知らない新しい未成年の信者の獲得に乗り出すでしょう。

烏山にまたそうした不幸を作らないように、反対運動を盛り上げ、警鐘を鳴らし、オウムが解散するか、烏山から出てゆく

まで、この運動を続けなければなりません。

## 募金ご協力のお願い

またこの反対運動の原資は皆様から頂く募金で賄っております。この「協議会ニュース」の発行にしても、デモ行進の備品購入にしてもこの中から出しているもので皆様方のご協力がなくては立ち行けません。皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 協議会活動報告

- 七月七日(土)企画部会  
八月十二日抗議集会、学習会の講師等についての打合せ
- 七月十四日(土)実行委員会  
八月十二日の決定事項についての話し合い
- 七月十六日(月)「協議会ニュース」6号発行
- 七月二十二日(日)企画部会  
実行委員会事前打合せ
- 七月二十五日(水)署名募金部  
初会合
- 七月二十八日(土)実行委員会  
抗議集会、学習会打合せ  
今後の活動と募金活動
- 七月二十八日(土)広報部会  
次号打合せ
- 七月三十日(月)広報部会  
「協議会ニュース」7号校正

※協議会活動の基本となる署名・募金部会を新設しました。

# オウム裁判の行方

## 副実行委員長 玉井良助

昨年十一月十九日、世田谷区内十ヶ所の出張所に計十三件の転入届けがあった。ほぼ同一時刻・同一住所に南烏山六丁目GSハイム烏山IIにあつたことを不審に思った区は、早速職員を現地に派遣調査し「オウム真理教(現アレフ)信徒十三人が老獪極まる手段方法を弄して集団転入して来た」事が判明確認された。

区は、オウムの区内進出は認めないという区の基本方針に基づき、いったん受理した信徒十三人の住民票を三日後の二十二日に取り消し処分とした。二十五日信徒十三人(信徒側という)は区の処分を不服として、住民票削除処分取消・千三百万円の損害賠償等請求を主旨とする行政訴訟を東京地裁に提訴したのである。この日より区と信徒側の間で法廷闘争が開始されたのである。以来半年以上経過後の今、ここでこの件を振り返ってみよう。

●二月十六日、東京地裁は区に対し「信徒側の住民登録を回復するように」との決定をした。区は、この決定に即時抗告を行った。

●四月二十日、東京高裁は、先の東京地裁の決定を破棄、区の住民票取消を認める決定をしたのである。特に注目したのは、この決定の中で裁判長は、教団を「内戦を想定した活動を行った団体」と指摘。「安全確保のため住民基本台帳の正確性が部分的に損なわれてもやむを得ない」と判断した。信徒の転入届けが十二の出張所で一斉に提出されており、「届出を審査する区長の権限を妨げた」と結論づけている。

この東京高裁の決定を信徒側は不服として最高裁に特別抗告した。

●六月十四日、最高裁は信徒側の申し立てを退けた東京高裁の決定を破棄、「住民票の削除によって信徒側に回復困難な損害が生じる恐れがあり、これを避けるための緊急の必要がある」として執行停止を認めた。信徒側はこの申し立てのほかに、東京地裁に行政訴訟(審理・係争中)も起こしており、訴訟の判決が確定するまでは、信徒側の住民登録取り消しの効力が生じない事になったのである。

大場区長は「今回の決定は、区の主張が認められず大変残念だ。本訴(係争中)で引き続き区の意見を主張して行きたい」とのコメントを出した。

八十万区民の先頭に立ち、オウム教団と法廷闘争している区を、住民協議会が引き続き最大限支援していく事を鮮明にしなければならぬと思う。

